平成２９年（フ）第７４号
三重県名張市つつじが丘北６番町162番地
債務者　木村真也こと　李　　真也
1　決定年月日時　平成29年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２９年（フ）第１４９号
三重県桑名市大字増田440番地
債務者　福田たず子
1　決定年月日時　平成29年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第７２０号
京都市上京区葭屋町通中立売上る福大明神町123番地　スペシャリー堀川903号室、前住所京都市南区唐橋経田町25番地
債務者　吉田深耶子こと　吉田三八子
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第７６４号
京都府京田辺市河原神谷66番地　23―502
債務者　山下　輝和
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第８６０号
京都市西京区大枝北福西町４丁目１番地２36棟502号
債務者　宮田　善顯
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第４８７号
兵庫県尼崎市尾浜町３丁目９番22―204号
債務者　吉栁　宏紀
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第５２３号
兵庫県尼崎市戸ノ内町４丁目２番１―505号
債務者　小池　康雅
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２７４号
奈良県生駒市俵口町623番地３
債務者　藤本理栄子
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第１６３号
愛媛県伊予郡松前町大字筒井1380番地
債務者　小村　高志
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１８６号
愛媛県松山市山越１丁目13番５号　コーラルガーデン213号
債務者　楠　　千晶
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２０２号
愛媛県松山市来住町1151番地１
債務者　二宮　佳郁
1　決定年月日時　平成29年９月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２２１号
愛媛県伊予市下吾川498番地１　レオパレスプレミール鳥の木Ⅱ111号
債務者　美濃　英樹
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第９０号
佐賀県武雄市朝日町大字中野4884番地６　サンコーポラス武雄２―304号
債務者　野中　祐貴
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第２７６号
宮崎県児湯郡新富町大字新田15212番地
債務者　髙山　幸子
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２８１号
宮崎市恒久１丁目８番地２　鶴田第３コーポ202号
債務者　岩﨑　弘樹
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２８３号
宮崎市大島町原ノ島1603番地　ハイツ藤沢101号
債務者　長嶺　次男
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
宮崎地方裁判所破産係